平成２７年（フ）第６８６号
横浜市神奈川区六角橋６丁目２番24―509号
債務者　徳田真由美（旧姓東谷）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北田　幸三
4　破産債権の届出期間　平成27年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２号
兵庫県小野市中町188番地の１　中町ロイヤルハイツ203、前住所兵庫県加西市戸田井町336番地
債務者　高見　篤典
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　破産債権の届出期間　平成27年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第４８３号
福岡市西区小戸３丁目７番19―102号、前住所福岡市中央区梅光園団地２番315号
債務者　藤本健八郎
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５３８号
福岡県朝倉市馬田372番地１、前住所福岡県朝倉郡筑前町久光1537番地１
債務者　人見日登美
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三ツ角直正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４０８号
福岡市西区大字西浦1006番地
債務者　宗　　幸高
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　健志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６２７号
福岡市中央区今泉２丁目３番30―507号、前住所兵庫県姫路市広畑区則直436番地３
債務者　森本　宏行
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐田　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８１１号
大阪市阿倍野区共立通２丁目３番30号
債務者　渡邉みずほ（旧姓岩瀬）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　忠政　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５７３号
福岡市東区奈多団地33番403号
債務者　森　　康代
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩みゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２１２号
三重県いなべ市大安町石榑東2961番地25　ハイツリバーアイランドＤ棟１Ｂ、旧住所三重県亀山市関町木崎1234番地　ルシミエントＢ棟211号
債務者　大橋　一照
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
兵庫県豊岡市高屋899番地　都荘２階５号
債務者　山本　文幸
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月４日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第５３４号
福岡市博多区博多駅南３丁目15番１号
債務者　香月　道雄
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　純平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５８６号
福岡市南区長住２丁目４番30号、前住所福岡市南区長丘３丁目３番５―1101号
債務者　後藤　　寛
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　李　　武哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１４４号
盛岡市東仙北１丁目１番34―403号、旧住所東京都中央区日本橋小伝馬町９番５―905号
債務者　髙澤　善行
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２７号
新潟県上越市中郷区市屋３番地
債務者　清水　和美
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第８６号
静岡県富士宮市内野1551番地の20グループホーム朝霧みどりの家Ⅲ、前住所静岡県富士宮市神田川町４番地の16シティハイム輝川101号
債務者　小泉　葉月
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３９９号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅５棟308号
債務者　山本　鈴子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部